

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 長 官



消防力の整備指針に基づく消防職員の総数の
算定の基となる乗換運用基準について（通知）

消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号。以下「整備指針」という。）に基づき消防職員の総数を算定する際に、その基礎となる複数の消防用自動車等（非常用消防用自動車等を除く。以下同じ。）について一の消防隊等が搭乗することとする運用の基準（以下「乗換運用基準」という。）を下記のとおり定めます。各消防本部におかれては、この乗換運用基準に従い、消防職員の総数を算定するようお願いいたします。

なお、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 各隊の兼務等について

(1) 乗換運用基準について

整備指針第34条第1項に基づき消防本部及び署所における消防職員の総数を算定するに当たっては、消防隊、救急隊、救助隊及び指揮隊の隊員数については、この通知に定める乗換運用基準に従い運用する場合に必要となる隊員の数を基準とするものとする。

なお、この通知に定める乗換運用基準は、消防本部が整備目標とすべき消防職員の総数を算定する際の前提となる乗換方法であって、各消防本部における実際の運用方法を制限するものではないことに留意されたい。

(2) 消防隊等の兼務について

整備指針において、消防隊、救急隊、救助隊及び指揮隊は、それぞれ別の隊として活動することを想定しており、兼務はしないこととしている。

ただし、整備指針第33条第1項又は第2項に定めるとおり、火災発生率が一定以下の場合等については、消防隊が救急隊を兼ねることができるものである。

(3) 特殊車等の分類

ア 特殊車等については、多種多様な装備を施した車両が存在するが、使用目的に応じ災害現場で消火活動に使用する特殊車（以下「消火系特殊車」という。）、災害現場

で救助活動に使用する特殊車（以下「救助系特殊車」という。）及び後方支援等で使用する特殊車（以下「後方支援系特殊車」という。）に分類することとする。

イ 消火系特殊車、救助系特殊車及び後方支援系特殊車の具体的な分類については、各消防本部において使用目的等に応じて分類することとする。

2 消防隊の乗換運用基準について

- (1) 消防隊については、搭乗する車両の種類が多く想定される場所であり、消防隊が運用する車両等（消防ポンプ自動車、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、消防艇、消火系特殊車、後方支援系特殊車）の相互乗換は2台までとする。
ただし、災害発生件数が少なく、複数の災害が同時に発生するリスクが極めて低いと考えられる規模の小さい消防本部については3台までとすることができる。
- (2) 大型高所放水車、泡原液搬送車、消防艇、消火系特殊車に搭乗する隊員の数は、整備指針において、それぞれの機能を十分に発揮できると認められる数とされている。消防隊がこれらの車両に乗り換える場合、一の消防隊の人員が分散乗車により運用できる車両の台数を、(1)の相互乗換の1台分とみなすことができる。
- (3) 後方支援系特殊車については、乗換車両として(1)の相互乗換の台数に1台（一の消防隊の人員が分散乗車により運用できる場合はその車両の台数）を追加することができる。
- (4) 消防隊が救急隊を兼務している場合には、主として運用する消防用自動車等及び救急自動車以外の車両への乗換はしないものとする。

3 救助隊の乗換運用基準について

- (1) 救助隊については、救助工作車を主として救助系特殊車との乗換が想定される場所であり、それらの相互乗換は2台までとする。
ただし、特異災害に対応するための救助系特殊車（消防組織法第50条による無償使用車を除く。）については、事前に災害種別に応じて必要となる車両の組合せを設定し、必要な人員数をあらかじめ確保している場合はこの限りでない。
- (2) 整備指針において、搭乗する隊員の数がそれぞれの機能を十分に発揮できると認められる数とされている救助系特殊車については、一の救助隊の人員が分散乗車により運用できる車両の台数を、(1)の相互乗換の1台分とみなすことができる。

4 救急隊及び指揮隊の乗換運用基準について

- (1) 救急隊については、2(4)の消防隊と兼務する場合を除いては、他の消防用自動車等との乗換はしないものとする。
- (2) 指揮隊については、他の消防用自動車等との乗換はしないものとする。

(問合せ先)

消防庁消防・救急課 警防係
坂本補佐、西羅係長、中嶋事務官
TEL 03-5253-7522
FAX 03-5253-7532
E-mail keibou@ml.soumu.go.jp